

地域包括支援センターあきがせ  
(志木市高齢者あんしん相談センターあきがせ)

[介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書]

1. 事業所の概要

( フ リ ガ ナ ) 運営主体の法人名 ( 事 業 者 名 )	アルソックカイゴ カブシキガイシャ AL SOK介護株式会社
運営主体の所在地	埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目 795 番地
運営主体の代表者氏名	代表取締役 熊谷 敬
( フ リ ガ ナ ) 事 業 所 名	チイホウカツシエンセンターあきがせ (シキシコウレイシャンシソウターンセンターあきがせ) 地域包括支援センターあきがせ (志木市高齢者あんしん相談センターあきがせ)
事 業 所 の 所 在 地	〒353-0002 志木市中宗岡3-25-10
管 理 者 氏 名	生方 登喜子
電 話 番 号 F A X 番 号	電 話 : 048-485-5020 F A X : 048-485-5021
介 護 保 険 の 指 定 番 号	1102200050
指 定 年 月 日	2016年1月1日
サ 一 ビ ス を 提 供 す る 地 域	志木市宗岡南圏域（宗岡第二中学校区） 志木市中宗岡1丁目(8番・9番、14番～16番) 志木市中宗岡2丁目（1～6番、7番34～49号、 8番20～26号、18～30番、940番） 志木市中宗岡3丁目、4丁目（全域） 志木市中宗岡5丁目（19～28番） 志木市下宗岡1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、 大字宗岡字赤野毛飛地
営 業 時 間	平日（月曜日から土曜日） 午前8時30分から午後5時15分まで ただし、日曜、年末年始(12月29日から1月3日)は除く

## 2. 事業所の職員体制

所属する担当職員の構成・人数	管理者	1名
	保健師（看護師）	3名
	社会福祉士	1名
	主任介護支援専門員	1名
	介護支援専門員	1名
	事務職員	1名

## 3. 苦情相談窓口

当事業所の苦情・相談対応窓口	<p>当事業所の介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するご相談・苦情および介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。</p> <p>①名 称：地域包括支援センターあきがせ (志木市高齢者あんしん相談センターあきがせ)</p> <p>②電話：048-485-5020</p> <p>③FAX：048-485-5021</p> <p>④受付時間：平日（月曜日から土曜日） 午前8時30分から午後5時15分まで ただし、日曜、年末年始（12月29日から1月3日）は除く</p>
志木市介護保険相談窓口	<p>①名 称：志木市役所長寿応援課</p> <p>②電話：048-473-1348（直通）</p> <p>③FAX：048-471-7092</p> <p>④受付時間：午前8：30～午後5：00 (土日祝日、12月29日から1月3日は除く)</p>
埼玉県国民健康保険団体連合会	<p>①名 称：埼玉県国民健康保険団体連合会</p> <p>②電話：048-824-2568</p> <p>③FAX：048-824-2561</p> <p>④受付時間：午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 (土・日・祝日は除く)</p>

#### 4. その他

事 故 発 生 時 の 対 応	<p>担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償します。</p>
秘 密 の 保 持	<p>担当職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、利用者またはその家族の同意を書面により得ます。</p>
事 業 者 の 選 択	<p>利用者は担当職員に対して、複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めるすることができます。また、利用者は担当職員に対して、介護予防サービス計画原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めるすることができます。</p>
高 齢 者 虐 待 防 止 の 推 進	<p>利用者的人権の擁護、高齢者虐待の防止および早期発見のための取り組みとして、以下の措置を講じるものとします。</p> <p>①高齢者虐待防止のための指針を整備し、これを従業者に周知します。</p> <p>②高齢者虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。</p> <p>③従業者に対し、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施します。</p> <p>④上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。</p>
ハラスメント対策	<p>事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。</p>

利 用 料	<p>【介護予防支援および介護予防ケアマネジメント】</p> <p>介護予防サービス・支援計画書作成に係わる費用</p> <p>月額 4,791円 (442単位×地域単価10.84円)</p> <p>初回加算 3,252円 (300単位×地域単価10.84円)</p> <p>委託連携加算 3,252円 (300単位×地域単価10.84円)</p> <p>上記は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市に届け出でていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。</p>
その他の費用	<p>利用者またはその家族の要請により、サービス提供地域以外で介護予防支援を提供する場合、訪問するための交通費の実費がかかります。</p>
身元引受人	<p>利用者は、身元引受人を定めるものとします。</p> <p>①本契約書に身元引受人として署名または記名押印したものは、利用者が本契約に基づいて負う債務を、極度額を限度として利用者と連帶して履行する責任を負います（本来10割給付のため利用者負担は生じないが、介護保険料の滞納などによる給付制限を受けた場合）。本契約が更新された場合も同様とします。なお、身元引受人が負担する債務の元本は利用者または身元引受人が死亡したときに確定するものとします。</p> <p>※連帶保証極度額 13万円</p> <p>②身元引受人の請求があったときは、事業者は身元引受人に対し遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額・損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。</p> <p>③利用者は、身元引受人を代理人として本契約を締結させ、本契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。</p>

介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

年 月 日

○事業者

法人名

(名称) A L S O K 介護株式会社

(所在地) 埼玉県さいたま市大宮区三橋二丁目 795 番地

(代表者名) 代表取締役 熊谷 敬

事業所名

(名称) 地域包括支援センター あきがせ

(志木市高齢者あんしん相談センターあきがせ)

(介護予防支援事業者 指定番号: 1102200050 )

(所在地) 埼玉県 志木市中宗岡 3-25-10

(電話) 048-485-5020

(管理者) 生方 登喜子

説明者

印

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに係る契約の締結に当たり、本書面により説明を受け、同意しました。

○利用者 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

印

○身元引受人 (住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

印